



2025年12月15日

各 位

会 社 名 東京ボード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード: 7815 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 尾股 拓彦
(TEL: 03-3522-4138)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに 資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに資本金の額の減少及び剰余金の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2025年12月31日（水）を基準日と定め、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

（1）公告日：2025年12月15日（月）

（2）基準日：2025年12月31日（水）

（3）公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.t-b-i.co.jp/>

（4）臨時株主総会開催予定日：2026年2月16日（月）

2. 本臨時株主総会の日程及び目的事項について

当社は、本臨時総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件を付議する予定です。開催時間、開催場所など詳細につきましては、改めて本臨時株主総会招集通知にてお知らせいたします。

3. 資本金の減少及び剰余金の処分について

（1）目的

現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条

第1項の規定に基づき資本金の額の減少、及び会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少に関する事項

①減少する資本金の額

資本金の額 221,000,000円のうち 121,000,000円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 100,000,000円といたします。

②資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 121,000,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金の額 121,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するとともに、別途積立金の額 1,800,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 : 121,000,000円

別途積立金 : 1,800,000,000円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 : 1,921,000,000円

(4) 日程

取締役会決議日 : 2025年12月15日

債権者異議申述公告日 : 2026年1月15日(予定)

債権者異議申述最終期日 : 2026年2月16日(予定)

臨時株主総会決議日 : 2026年2月16日(予定)

効力発生日 : 2026年2月17日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の総額に変動はなく、当社の業績に与える影響はございません。

なお、2026年2月期の通期連結業績予想につきましては、現時点で合理的に算定することが困難であるため、開示しておりません。当該連結業績予想については、合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示する予定です。

以上